

渡辺俊幸理事（作曲家）のコメント

今回の件に関して、インターネット上でも「JASRACは子どもの教育からお金を徴収するのか」など反対の風潮が見られますが、作家として非常に残念です。作家が生活を維持していくのに、作品の使用料収入は非常に大切です。例えばレコード会社から楽曲を採用されてもその時点で作家が受け取る委嘱料等は一切なく、CDが売れるなど音楽が利用されることで初めて収入を得ることが出来るのです。ご参考までにシングルCDが1枚売れるごとに



（販売価格等の条件にもよりますが）1曲あたりの分配額は約5円です。使用料で作家が生活していることを考えれば、『更に徴収するのか』という意識は生まれないのではないのでしょうか。

例えば、教育目的だから学校の給食に使う野菜を農家は無料で提供しなければならないということになれば、苦勞して野菜を作った農家の方は困るでしょう。しかし、作詞家・作曲家が生み出した音楽はどれだけ使われても減りません。そのため、この程度の利用は無料でいいのではないかと思われるのではないのでしょうか。

また、音楽教室における演奏は、著作権法第22条にある「公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として演奏する行為」ではないため演奏権侵害に当たらないという意見もありますが、著作権が切れていない楽曲の演奏を中心に教えるという教室であれば演奏することによって営利事業を行っているわけですから、演奏権はその経営側にはたらくことになるのが既存の考え方だと思います。カラオケのことを思い浮かべていただければわかりやすいと思いますが、カラオケボックスで歌の練習目的でお客様が一人で利用した場合、歌を直接聞かせる公衆は存在しませんし、楽曲が断片的に利用されるかもしれませんが、その場合でもそのお店の経営者から演奏使用料をいただいています。このように楽曲を演奏することを利用して営利事業を営む限りは、その経営者側に演奏権が働くということをご理解いただきたく思います。

また、念のためですが、ショパンやベートーヴェン等クラシック楽曲を中心に行われている音楽教室においては、楽曲自体の著作権が切れているので当然のことながら演奏権は発生せず徴収の対象にはなりません。ヤマハさんやカワイさんが行われてきた教育事業に対して個人的にはとてもリスペクトしていま

す。ヤマハ出身の音楽家もたくさんいらっしゃる。相反する立場で発言するのは心苦しく、残念です。音楽を生み出すものが安心してその職業に就くことができ、親も安心して勧められる、そういう著作権が守られる世の中になって欲しいと願うばかりです。

私も音楽大学で教える身。音楽教育の大切さは理解しています。2.5%で計算すると、3,000 円の受講料であれば、使用料は 70 円程度です。私はそれは適切な範囲内だと感じました。取り過ぎだという感触を持たば、JASRAC の理事会でも反対していたでしょう。